

河辺小学校PTA役員選出に関する細則

- 1条 この細則は、河辺小学校PTAの役員選出に関する細則を定めるものとする。
- 2条 ①会長・副会長は、新旧三役が選考委員となり会長・副会長候補の中から選考する。
②会長・副会長候補者は、各地区（50世帯以上の地区においては2名）および学校より、選考委員が持ち寄るものとする。
③選考委員会で選考された会長・副会長は、本人承諾のうえ総会の承認を得て決定するものとする。
④会長が選出された地区においては、新たに副会長を選出しても構わない。
- 3条 常任委員は各地区、学校および各学年より、次の通り選出する。
◎各地区より、1～2名の総務部、文化広報部、地域安全部を担当する部員を選出する。ただし、50世帯以上の地区は複数選出する。14世帯以下の地区は、総務部・文化広報部をローテーションで選出し、地域安全部を隔年で選出する。15世帯以上30世帯未満の地区は総務部と文化広報部を隔年で選出し、地域安全部は毎年1名ずつ選出する。
◎学級委員を4名選出し、そのうち1名を学級代表とする。
◎学校より各部1名。
◎新1年生の学級委員の選出にあたっては、旧常任委員である新一年生の保護者が声かけをして決定する。
◎各学年 学級PTA役員選出については、6年の役員を優先的に決定する。
- 4条 監査委員は前総務部員の中から選出し、本人の承諾のうえ、総会の承認を得て決定するものとする。
- 5条 役員に欠員を生じたときは、必要に応じて補充する。
- 6条 本細則は、常任委員会の決議を経なければ改廃できない。
- 7条 本細則は、昭和63年4月20日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。
- 8条 3条・4条 平成6年2月19日に改正し、平成6年4月1日より適用する。
3条 平成9年2月1日に改正し、平成9年4月1日より適用する。
3条 平成13年4月21日に改正し、平成13年4月1日より適用する。
2条 平成15年1月21日に改正し、平成15年4月1日より適用する。
3条 平成16年1月27日に改正し、平成16年4月1日より適用する。
3条 平成18年1月27日に改正し、平成18年4月1日より適用する。
2条 平成22年4月12日に改正し、平成22年4月1日より適用する。
2条・3条 平成27年1月23日に改正し、平成27年4月1日より適用する。